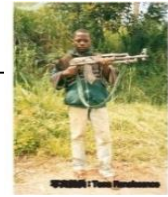


1. 小型武器問題の概要

- 小型武器は実際に多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。
- 今なお世界各地で甚大な被害をもたらしており、犠牲者は毎年50万人とも言われている。
- 紛争終了後も、復興・開発を阻害し、紛争の再発等を助長する要因となっている。
- 非合法的な流通の防止・回収・廃棄は、喫緊の課題。



扱いが容易で安価な小型武器は
児童兵を増加させる

2. 我が国の取組

- 1995年、小型武器問題に対する包括的取組に関する決議案を国連総会に提出。同決議に基づく政府専門家パネルの議長を務める等、議論に貢献。
- 2001年以降、毎年、コロンビア、南アフリカと共に、小型武器非合法取引決議案を国連総会へ提出。いずれもコンセンサスで採択。
- 主にアフリカ諸国で、小型武器の回収・廃棄、貯蔵庫管理、治安向上等のプロジェクトを支援した。
- グテーレス国連事務総長が「軍縮アジェンダ」で設立を約束した「人命を救う軍縮」（SALIENT: Saving Lives Entity）基金に、200万ドルを拠出。



コートジボワールにおける
小型武器の回収・廃棄促進事業

3. 国連小型武器行動計画 (Programme of Action: P o A)

小型武器の無秩序な取引や拡散の規制に関して講ずべき具体的な措置（国内、地域、国際の各レベル）に関する政治文書。
2001年7月に採択。

主な内容：

- 小型武器非合法取引を規制するための法制度整備
- 法執行機関等による情報共有
- トレーシングのための措置
- 小型武器の回収・破壊等を含む武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の実施
- 被害国に対する支援（法執行分野等における能力構築等）

→ P o A の履行状況につき、国別報告を隔年で提出。

→ 隔年年会合及び6年ごとの運用検討会議で進捗や課題を議論。

兵士数名で運搬、使用が可能な
「軽兵器 (Light Weapons)」

兵士一人で携帯、使用が可能な
「小型武器 (Small Arms)」

弾薬及び爆発物



4. 小型武器非合法取引決議（我が国提出）

- 非合法武装集団等への移転を含む非合法的な小型武器取引を根絶するため、各国がP o Aに基づき国内的な規制を維持・強化する緊急の必要性を確認。
- 2022年の国連総会第一委員会に提出し、87か国の共同提案国を得てコンセンサスで採択された。また、12月7日（NY現地時間）に国連総会本会議にてコンセンサスで採択済。